



# 暴追 にいがた

2021. 8. 10

No.60



写真：ヒスイ文化発祥の地 糸魚川市の「天津神社・奴奈川神社」と奴奈川姫の銅像 撮影 暴追センター職員 植木正樹

「古事記」によれば、出雲の大國主大神（八千矛神）が高志（越）の国に賢く美しい姫がいると聞いて、はるばる出雲の国から求婚にやって来て、結婚したという。また、平安時代の「先代旧事本紀」によれば信州の諏訪大社の祭神、建御名方神は「奴奈川姫と大國主大神の御子である」と記す。従って奴奈川姫と出雲大社の祭神、大國主大神は夫婦関係であり、奴奈川姫と建御名方神は母子関係、大國主大神と建御名方神は父子関係である。また、この三社・三地域は古くから巨大柱とヒスイの玉文化で結ばれており、出雲大社の社宝ヒスイの勾玉は糸魚川産であるという。

（糸魚川ヒスイ王国館発行資料より）

公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター

〒950-0961 新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館 1階  
TEL 025-281-8930 FAX 025-281-8934

# 不當要求対応10則

## 問題の解決は毅然とした対応と早めの相談

ほとんどの企業や県民の方が、「暴力団等とは関わりがない」と思いがちですが、暴力団等の情勢が刻一刻と変化している現在、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

暴力団等反社会的勢力の被害に遭わぬために、基本的対応要領をまとめました。

### 1 暴力団事務所には行かない

暴力団は、交渉の場所として組事務所に呼び出そうとするが、決して行かないこと。自身の施設管理権が及ぶ場所で複数対応が基本だが、そもそもいかない時は、ホテルのロビー、喫茶店等人目の多い場所で面接することが賢明。

### 2 相手を確認

相手の住所、氏名、勤め先、所属団体、電話番号を確認するとともに使用車両のナンバーを確認して、メモすること。

### 3 用件を確認

用件によっては、対応者や対応方法が異なるので、用件を確認すること。

- 代理人の場合は、委任状を確認
- 用件に見合った対応時間を決める
- 不要な発言、論争はせずに簡潔対応
- 挑発に乗らず、意思表示を明確に

### 4 複数対応

不測の事態に備え、また、相手の要求を的確に把握するため相手より多い人数で対応し、お客様ではないので湯茶の接待はしない。時として、凶器になる。

### 5 即答、約束はしない

その場しのぎの即答や約束は厳禁。  
また、相手に期待を持たせる「検討します」「考えてみます」等の発言はしない。詫び状や念書を書くと後日、一人歩きをすることにも繋がるので書かない。

### 6 トップは出さない

「責任者を出せ」等要求してくるが、対応は指定された対応者が行い、決定権のあるトップや決裁権者は出さない。即決を迫られるし、法的解釈が必要な時もあり判断が困難の場合もある。

### 7 解決を急がない

暴力団等は一刻も早く要求を呑ませようとする。解決を急ぐことは、相手の思惑にはまることになり、次々と無理難題を要求してくるので、上司に報告して組織対応を図ること。

### 8 交渉は短時間で打ち切る

交渉時間が長くなれば相手のペースに引き込まれたり、失言に繋がる。できるだけ短時間（対応時間を示す）で打切ること。

### 9 会話の内容を録音、録画、メモ

面談や電話での会話内容は、録音やメモで正確に記録しておく。不当要求に対する秘匿録音は判例でも認められてはいるが、相手には「上司に齟齬なく報告するには、この方法しかありませんので、録音させてもらいます。」等と明確に話すことが妥当である。

### 10 法的な対抗手段を

暴力団等は、要求を承諾させるため面談強要等をしてくる。このような不法行為や不当要求に対しては、警察や弁護士などと連携して、法的対抗手段をとることも必要。

**決して一人（一企業）で悩まず、暴追センター、警察、弁護士会にご相談ください。早め、早めの相談が事案を解決に導くことにつながります。**

## 法律相談室

# 反社会的勢力が取引先となった場合の対応と防衛策

### 質問

当社は、建設業を主体とする会社ですが、儲け話を持ってきた企業と信用取引を開始したところ、数ヶ月後に暴力団関係企業であることが分かりました。

当社は、暴力団等反社会的勢力とは、縁もゆかりもなかったことから、警察・弁護士・暴追センターが言う「契約書や契約約款への暴力団排除条項の導入や相手からの表明・確約書の徴収」はしていませんでした。

いまさらながら、反省していますが、どうしたら良いか。



### 私がお答えします。

上越市木田2丁目1番1号  
上越セントラルビル6階 TEL 025-527-3331

弁護士法人一新総合法律事務所 上越事務所  
弁護士 長谷川伸樹



### 回答

契約には、契約内で約束された事項について当事者双方を法律的に拘束する力があります。信用取引も、契約の締結を前提に行われるものであるため、なんの理由もなく一方的に契約を解除するなどして契約の拘束力から逃れることはできません。契約の効力が続く限り、貴社と相手方企業の双方の関係は継続することになります。

暴力団等反社会的勢力は、上記のような契約の法的拘束力をを利用して、一般の企業と関係を持つことがあります。貴社と反社会的勢力との関係が明るみになれば、貴社と貴社のメインバンクとの取引が停止されたり、他の取引先との取引が停止されたりすることも考えられます。反社会的勢力と契約関係を持ってしまった場合には、貴社の事業を健全かつ安全に継続するためにも、早急に反社会的勢力との関係を解消する道を検討しなければなりません。

本件のように、契約書への暴力団排除条項（暴排条項）の導入や、表明確約書の徴収を行っていないとすれば、既に締結されている基本契約等の条項に則って契約を解除する方法を模索することをご検討下さい。契約書に定められた契約解除事由の該当性、契約期間満了による契約の終了が典型例ですが、各解除事由に直接当てはまらない場合でも、具体的な事情から「その他契約を継続し難い重大な事由」等と規定された一般条項への該当性なども検討の対象とすべきです。

また、今後は同様の事態が起こらぬよう、早急に対策を講じることも肝要です。

万が一、反社会的勢力と取引をしてしまった場合に備えて、契約書の書式、約款には暴排条項を設けること、表明確約書の徴収を励行するよう会社内に周知徹底することは、すぐにでも始められる対策の一環になります。暴排条項を整えることで、反社会的勢力への資金流入が未然に防がれ、企業としての社会的責任を果たすことにもなりますし、自衛措置を講じることで貴社の健全かつ安全な存続の一助にもなります。

暴排条項付きの契約書の取交しや、表明確約書の徴収により、貴社と関係を持った反社会的勢力をすみやかに排除することも容易となります。双方の取り組みについては、確実に導入していただくようお願いします。新潟県暴力団排除条例第12条第1項、第2項においては、双方の取り組みが事業者の努力義務として規定されておりますので、是非ご参照下さい。

暴排条項や表明確約書導入の際に、文例等についてお困りの場合には、弁護士または、警察、暴追センターにお問合せいただければご案内差し上げますのでお気軽にお問合せ下さい。